

地域福祉計画策定にあたってのパブリックコメント回答(案)

実施期間:平成24年1月10日～24日

No.	内 容	回答イメージ
1	<p>様々な取り組みについて、相談しやすい、相談して活用できるよう願います。地域福祉のサービスを実際に利用したいと思っても、どうしたらいいのだろう？と思うことがたくさんあります。市役所でいいのか？そこから迷ってしまいます。どこに行っても、相談しやすい環境を作ってもらいたいと思います。</p>	<p>現在、東村山市では本庁舎受付といきいきプラザ1階総合相談窓口の2か所に相談・案内窓口を設置されております。これらについて、市民の利便性をより向上させ、相談される方が必要とする情報を円滑かつ迅速に提供できるよう努めていきます。また、市内5箇所の地域包括支援センターや地域自立生活支援センター一と、地域生活支援センターふれあいの郷等の相談機関との連携も促進していきます。</p>
2	<p>地域福祉がますます重視されるようになり、福祉課題の解決に向けて、行政だけに域における協働を推進しなければならないということは基本理念に書かれているとおりですが、協働を本気で進めるためには、「それを業務とする職員」が配置されている必要があります。東村山市においても、中期的な展望としてコミュニティソーシャルワーカーの配置とコミュニティソーシャルワーカーの機能を核とした地域ケアシステムの構築を急ぐべきと考えます。</p>	<p>これからの地域協働を進めていくために、行政としてもこれまでの組織の枠組みにとらわれない横断的な取り組みや意識共有を行っていくよう、地域福祉計画への記載を検討させていただきます。</p>
3	<p>複雑で多様な問題を抱える家族を支援する場合は、専門分化している福祉制度の担当者や専門職が一同に会して(支援に関わる住民も参加してもらったほうが良い場合もあるかもしれません)必要な情報を共有し、支援策を協議したうえで、それぞれの役割に応じた支援を提供する必要があります。</p> <p>このような考え方も、素案の重点施策等にちりばめられていますが、具体的な方法として、支援担当者のチーム会議のようなものをシステム化することを提案します。</p>	<p>現在でも、それぞれの状況に応じた検討会議を実施するなど、利用者支援については個別に対応しているところですが、今後は横断的な視点にたった制度のシステム化も含め、研究を進めさせていただきます。</p>
4	<p>基本理念で最も大事なこと(ことば)が抜けています。それは「全ての基本は家族」だということです。「夫婦」「親子」「兄弟姉妹」その「家族愛」が何よりも肝要であり、強調されるべきであります。そして、これは、行政の福祉部門が主導するというよりも広義の「教育」(家庭、学校、社会、三位一体の教育)の範疇でありましょう。文言として「家族愛」(夫婦、親子、兄弟姉妹)を、理念にきちんと明示すべきだと思います。</p>	<p>地域福祉を進める上で、最小の地域単位である家族の考え方はとても重要なものと認識しています。現在は家族構成も核家族化や少子化により小さくなってきているなどの課題も出てきています。これらの課題等も認識しながら地域福祉の推進を進めていきたいと考えます。</p>

No.	内 容	回答イメージ
5	<p>「健康ひがしむらやま21」は分かりやすくてよいですが、常に市民が関心を持てるように、学習会を定期的に繰り返し行ってみたいかかでしょうか？</p>	<p>定期的な学習会として、健康講座・相談等を定期に実施していますが、24年度以降はさらに、毎月、骨密度測定・血管年齢測定、体成分分析などの健康測定会を実施していきます。また、健康課では全町に組織している保健推進活動とともに、健康づくりの活動を行っていますので、これらの機会も、併せて活用いただきたいと思います。</p>
6	<p>コミュニケーション支援事業では言語療法士の相談事業を設けたらどうでしょうか？病気が多様化する中で、家族間でさえ、コミュニケーションがとりずらく、苦勞することも増えると思います。様々なコミュニケーション手段を提供していく必要が出てくると思います。</p>	<p>コミュニケーション支援については、今後も重要な施策として捉えております。「P57 障害の特性に配慮した情報提供の充実」「P58 コミュニケーション支援の充実」に基づき施策を推進していくとともに、その方の病状や障害特性により、医療機関との連携、高齢・障害者施設の活用、相談支援事業所の活用等が考えられ、それらの充実についても総合的に検討してまいります。</p>
7	<p>全体的に精神障害やこころに対する計画が少ない気がします。精神的な問題が社会問題化されているので、もっと組み込んで良いと思います。</p>	<p>障害者福祉計画は、障害の種別にかかわらず地域福祉を推進していくための計画となります。その中で、精神障害に関する計画としては「P.56① 包括的な相談体制の充実、②福祉サービスの利用支援」などがあり、詳細な福祉サービスについては「Ⅲ 障害福祉サービスの目標と取り組み」において記載されております。また、健康ひがしむらやま21においては、「休養・こころの健康」についての施策がまとめられています。</p>